

参議院商工委員会會議録第三十二号

昭和三十三年五月十三日(月曜日)午前
十一時三十一分開会

委員の異動

本日委員小西英雄君辞任につき、その補欠として草葉隆國君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君
理事 古池 信三君
西川 弥平治君
阿貝 根 登君
近藤 信一君

委員

青柳 秀夫君
小幡 治和君
後藤 義隆君
白井 勇君
高橋 進太郎君
高橋 衛君
三浦 義明君
阿部 竹松君
島 清君
相馬 助治君
藤田 進君
加藤 正人君
豊田 雅孝君
大竹 平八郎君

国務大臣 通商産業大臣 水田 三喜男君
国務大臣 宇田 耕一君
政府委員 経済企画庁 植田 俊雄君
開発部長 通商産業省 鈴木 義雄君
重工業局長

事務局側

常任委員 小田 橋貞壽君
会専門員

説明員

建設省計画局 澤田 一精君
東北興業株式
会社監理官

本日の会議に付した案件

○東北興業株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合審査会開会の件

○自動車競技法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(近藤信一君) これより委員会を開会いたします。

午前中、委員長御所用のため、その委託によりまして私が委員長職務を行ないます。

まず、東北興業株式会社法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、さきに提案理由の説明及び内容の説明を聴取いたしましたので、本日はこれより本案の質疑に入ります。経済企画庁、建設省及び大蔵省から関係者が出席されておりまして、御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○阿貝根登君 私はいきよは時間もございませんで、質問はいたしません。その前に資料の要求をいたしたいと思ひます。二十四国会だつたかと思ひますが、東北興業株式会社の問題につきまして審議いたしました際には、

きわめて膨大な資料をいただいたのでありますが、本日の審議に当りましては、ごく簡単な資料だけしかもらつておりません。そこで、資料を詳細にわたつて出していただきたいと思ひます。

まず、現在までの東北興業株式会社の業績、政府の出資、融資総額、会社幹部その他の変遷、特に業績につきましては、詳細なものを出していただきたい、かように思ひます。その資料が出ましてから、私は質問を続けたいと思ひますので、次々に資料の要求はいたしますが、さしあつて、これだけの資料では、私、質問に入るわけにもいきませんし、時間もございませんで、質問をする資料を先に述べましただけまず要求したいと思ひます。

○政府委員(植田俊雄君) わかりました。

○大竹平八郎君 ただいま阿貝根登委員から本案の審議に当りまして詳細な資料の要求を求めたわけでありましたが、私、重複するかもしれないが、東北興業開業というものは、御承知の通り戦前からある会社でございまして、特に天然的に恵まれた土地に對しまして、当時できた会社なんでありまして。そういう意味におきまして、存立そのものにわれわれは何ら異議を挟むものではないのであります。しかし、本案がまあ同僚諸君がいて恐縮なんでありますが、非常に政治的な意図が多分に盛られてきています。それだけに、この東北興業の業績というふうなものに

對しましては、割合に一般の関心というものが薄いのであります。それだけにその内容にかくのかの批評というものが生まれて参るわけなんでありまして、そういう点におきまして、逐次このまかい点はあらためて御質問申し上げますけれども、最近の、少くとも終戦直後の東北興業の業績についての資料に拘泥せずして、説明できる範囲を一つ承わりたいと思ひます。いろいろこまかい数字の点やその他は、今、阿貝根委員の要求による資料を見てまいりたいと思ひますけれども、大体的概要を一つ。

○政府委員(植田俊雄君) お手元にお配りいたしました「会社の現況」に基いて御説明申し上げます。この会社の成立の沿革につきましては、御説明をいたす必要もないかと存じます。終戦後の経過につきましては二ページ以降におきまして簡単に書いております。三行目の「昭和二十年終戦」と共に国内経済事情も激変し、「云々と」いうところがございますが、この会社は戦時中に競争目的のために各種の事業に着手いたしましたのでございまして、これらの事業で、戦後そのまま存続することのできないものもできて参りましたのでございまして、それと同時に戦後、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律というものが昭和二十一年にできまして、これができましたために、この会社に対する政府の財政援助の道がふさがれたわけでございます。その他戦後こういつた会社

に對する各種の制限がございましたので、そのためにこの会社の事業が円滑に実施できないような情勢になつて参つたのでございまして。従ひまして戦争直後、この会社の子会社として株の出資をいたしておりましたのが七十数社あつたわけでございますが、その子会社もだんだんと株を手離すというふうな状況になつて参りまして、現在では子会社として株を持つておりますものが十七社という程度に相なつております。

そういう事情でございまして、この会社は終戦後数年間は、単に既存の事業を継続して実施するだけという程度になりまして、御承知の福島石炭、栗山工場と木友の亜硫酸所、この二つを中心にして経営して参つたのでございまして。御承知の通り、一昨年以来この会社はセメント工業に新たに着手することに相なりまして、昨年の国会におきまして法律の一部改正をお願いいたしました。十四億の資金をもつて現在岩手県にセメント工場を建設中でございます。簡単にございまして……。

○大竹平八郎君 具体的な問題について、二、三お尋ねいたしたいのですが、東北興業が今御説明のように終戦後ほとんど忘れられたような格好になつてきておることは、今御承知の通りであります。しかし、何といつても相当財産として残つておるものもありまして、それから最近の景況によつて、そのために浮かび上つてきておるものもあるというふうなわけなのであります。

すが、ことに塩釜にある造船所の問題ですが、これは太平洋沿岸といいたしましては、御承知の通り造船設備といふものは、まあほとんどないのであります。特に塩釜は有名のいわゆる漁港地となつておるのであります。これはその大きな造船は必要もないし、ちやうど修繕が適当のように思われるのであります。果してこゝろに思われるの状況に對しまして、東北興業があの造船計画といふものをそれにマッチさせるような一方法をとつたかどうかといふような点について、一つ具体的に御説明をお願いしたい。

○政府委員(植田俊雄君) 東北ドックは東北地方唯一の造船所でございます。これは氣息えんえんとしましておられますものを、何とかして回復したいと思つて、建設省所管時代におきまして努力いたして参つたことは、御承知の通りでございますが、その後やはり経営がうまく参りませんので、現在閉鎖の状況になっております。経済企画庁といたしまして、この東北興業株式会社を引き継ぎました以上は、この会社で株の九〇%以上を持つておる子会社でございますので、これを軌道に乗せまして、東北地方の船舶の修理、その他に何とか寄与することが必要であらうと考えておるわけでございまして、今回の法律改正に伴ひまして、先日申上げましたように、二十五億の資金が新たに追加されるわけでございますが、この資金の一部をもつて、何とか東北ドックの再建をはかつて参りたいと考えておるわけでございまして。

○大竹平八郎君 そこで、私はまあ問題にしたいのでありますが、法律を作

り、そうして政府の援助さえあれば、ものができるといふことになりませんか、それとやらということになります。それから、われわれは非常に考えなければならぬのであります。ことに、造船の関係のときは、千載一遇と言われるほどの、今好景氣に遭遇したわけなんでありまして、こゝろに思われるの状況に對しまして、東北興業があの造船計画といふものをそれにマッチさせるような一方法をとつたかどうかといふような点について、一つ具体的に御説明をお願いしたい。

○政府委員(植田俊雄君) 東北ドックの立地条件、その他については御承知のことかと存じますが、私も塩釜港の地図等を見まして、第一に氣づきますことは、ドックの位置が比較的奥の方にございまして、その前面の海面が比較的浅いといふことでございまして、これも當時、これができました戦争中に、たしか駆逐艦程度は造船できるといふことと作られたドックのように承知いたしておりますけれども、しかし、立地条件的に、ある程度

今後政府等も応援いたしまして改善しない、このドックとしての機能を果たすに十分でないうらみがあるのじやなからうかと考えております。それから私も経済企画庁に参りまして、この東北ドックの問題が昨年来国会でも取り上げられたことも承知いたしております。せつかくこの造船ブームの際にこのドックが活用されたいことは、まことに遺憾に存じておつた問題でございますので、ただいまのような立地条件上の若干の隘路もございまして、けれども、これも政府の政策でございますし、きを得れば解決できない問題でもございまして、経済企画庁の所管に移しましたら、おきましては、相当の専門家に十分御判定願ひまして、また従来の経営上の悪い点がございまして、この点も十分検討いたし、修正いたしまして、このドックがドックとして立ち直るといふことを第一義的に置きて、この会社の再建をはかつて参りたいと考えておるわけでござい

ない。ことに、われわれが今ごろそんなことを聞く耳は持たない。そういう意味においては根本的問題といふことになりまして、やはりそれだけに、いかにも東北興業には参議院にも衆議院にも大きなバックがあるといふような安易な考え方が、この経営者の中にあるといふような点が非常に問題になつておるわけでありまして、これは同僚諸君にはまことに相済みぬけれども、そういうような点になつておるのであります。その点から言ひまして、私は大臣にお尋ねをしたいと思います。私が、ここに開発促進法の第六條に「審議会は、委員三十五人以上で組織する」といふのがあります。この中の「2」、委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。一、衆議院議員のうちから衆議院が指名する者五人、二、参議院議員のうちから参議院が指名する者三人、」とあるわけなんです。この改正案を見ますと、国会議員八名といふものがこの審議会に加はることになつておるのであります。これはこれは単に本案だけではないのであります。こゝろに問題に、果して国会議員といふものが直接タッチしていいものかどうか、あるいはわれわれの考え方から申しますならば、顧問とか何とか、そういうような不即不離の立場において国政を見るということが順当じゃないかと思ふのであります。これにははつきり衆議院から五人、参議院から三人、こゝろ載つておるわけなんです。こゝろのことが私は何か経営者に弛緩の空氣を与えるのじやないか。足りなくないば一つ国会に陳情して、そうして何とかやつてもいえるのだとい

○大竹平八郎君 一般の経営者の常識からいたしますならば、みすみす宝の山の持ちぐされといふような感じがするのであります。これはもうおそろしく経済企画庁でも、私は腹の中は同感だと思ふのであります。そういう点で、私はその一体隘路はどこにあるかという点をお尋ねしたわけなんです。御承知の通り、かつては駆逐艦もやり得るような建前であつたんです。百トンの大きな漁船をこしらへたり、あるいは修繕するくらいのこと、これは当然なので、地の利云々といふようなことは、今ごろ言ふべきことじや

ない。ことに、われわれが今ごろそんなことを聞く耳は持たない。そういう意味においては根本的問題といふことになりまして、やはりそれだけに、いかにも東北興業には参議院にも衆議院にも大きなバックがあるといふような安易な考え方が、この経営者の中にあるといふような点が非常に問題になつておるわけでありまして、これは同僚諸君にはまことに相済みぬけれども、そういうような点になつておるのであります。その点から言ひまして、私は大臣にお尋ねをしたいと思います。私が、ここに開発促進法の第六條に「審議会は、委員三十五人以上で組織する」といふのがあります。この中の「2」、委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。一、衆議院議員のうちから衆議院が指名する者五人、二、参議院議員のうちから参議院が指名する者三人、」とあるわけなんです。この改正案を見ますと、国会議員八名といふものがこの審議会に加はることになつておるのであります。これはこれは単に本案だけではないのであります。こゝろに問題に、果して国会議員といふものが直接タッチしていいものかどうか、あるいはわれわれの考え方から申しますならば、顧問とか何とか、そういうような不即不離の立場において国政を見るということが順当じゃないかと思ふのであります。これにははつきり衆議院から五人、参議院から三人、こゝろ載つておるわけなんです。こゝろのことが私は何か経営者に弛緩の空氣を与えるのじやないか。足りなくないば一つ国会に陳情して、そうして何とかやつてもいえるのだとい

○國務大臣(宇田耕一君) 審議会の審議事項の中に、「開発促進計画の作成の基準となるべき事項」といふのが、任務の重要なものとして掲げられておられます。従つて開発促進計画を作成いたします場合に、どうしても国会のそれだけの衆参両院の立場から発言をする機会を持つのが、われわれは計画の重要性にかんがみて適当じゃないかと、こゝろ考えておるわけでござい

○大竹平八郎君 先ほど申し上げました通り、東北は特異な、天然の恵が設立せられたのであります。しかし、これは天然にはそうでありまして、また、日本全体を見ますなら

よるな考え方が、ことに東北の立地条件からいたしまして、これは与党も野党もみんな一つになつて、出身議員がやられることはこれは御承知の通りだ。そういう意味におきまして、これは他のいろいろな審議会との関係もあ

は、地域的に必ずしも東北だけでなく、相当大きな問題の場所があるのであります。それでわれわれ議員にいたしますなら、あえて委員になるとかならぬとかいうようなことは、むしろ小さい問題であつて、大所高所から大きく祖國のために努力をするというのが、これはもう国会の議員の任務なのであります。どうもこういふ衆議院、参議院を委員に入れないやならぬというようなことは、私は決して當を得たものじゃないと、かように考えるのであります。これはまた、他の同僚諸君の質問もあると思いますが、これはこの程度で一つ打ち切りまして、さらに政府当局にお尋ねをいたしたいのであります。この東北興業の仕事の中に、先ほど説明もございましたセメントの問題があるのであります。これは何かドイツの機械を買つか買わぬとかいうことで、だいたい業界にセーションを与えたのであります。この問題並びにその後の状況は、具体的にどんな状況になつておるかという点をお尋ねしたい。

○政府委員(植田俊雄君) 昨年の国会を通過いたしました、この法律の一部が改正されました。それに基いて九億の政府保証の社債を発行することになり、それに基いてシャフト・キルンによるセメントをこの会社が着手いたしましたわけでありまして、シャフト・キルンにつきましては、五基をドイツに発注いたしました。本年の六月に発送せられることになっております。それに関連いたしますところのミルその他の国内でまかないます機械につきましては、これも国内ですべてに発注済みでございます。セメント工場的位置は、御

承知の通り、岩手県の石灰石の一つの中心でございますところの松川地区にございまして、この地区における整地もすでに完了し、石灰石山のボーリングも終つておりますので、その方面の手当は済んでおります。従いまして、ドイツに発注しました機械及び国内に発注しました機械の到着を待つて、これを組み立てるわけにございまして、建設省及びこの会社におきまして予定いたしました操業の開始の時期でございまして、当初は本年の末を予定いたしておりますが、機械をドイツに発注いたしますのに相当慎重を期しました等からいたしまして、操業開始になるのは来年の一月、二月ごろに相なるのじゃないかと考えている次第でございます。

○大竹平八郎君 それからお尋ねをいたしたいことは、東北興業といたしまして、今後特に重点を置いてやりたい事業、また、それについての資金の状況、こういうような点について概略御説明願います。

○政府委員(植田俊雄君) 今回東北開発株式会社がなるに際しまして、政府の方で資金の手当をいたしましたのは二十五億でございます。この二十五億の現在までの大体の割り振りを申し上げますと、新規の事業に約十億、既存事業の強化に約八億、それから今回の改正の重要な事項に約七億を予定したところでございまして、現在新規の事業といたしましては、現在までどういふ事業をやらかつたかという決定をいたしております。これは会社の方で各種の比較検討をお願いしまして、その中で最も東北開発上有効

であり、また、採算的にも最もいいものを選びたいと考えているわけにございまして、候補の事業といたしましては、木材利用事業、あるいは砂鉄の開発、天然ガスの開発、あるいは水産物の貯蔵、加工といった事業を選びたいと思つております。しかし、資金といふことは、必ずしも今のような上昇景気をたどつていくのでなくして、すでに御承知の通り、もう運賃なんか、国際運賃はだいぶ安くならない、こういうときに、造船会社の問題一つ取り上げてみても、確たる方針といふものがありません。それだけに、この東北開発の問題といふものが、世間の非難に當るといふことは、私は当然だと思つております。まあ、今のお話しの造船会社の一つの問題を取り上げても、今時分、対民間とのタイアップのことなんか考えておるなどということは、実に驚かざるを得ない。これはもう経営者のやり方一つによります。これはもう喜んで民間の人たちは、私はとうに参加をして、そうしてやり得たと思つて、宝をせつかく。今ごろになつて、宝をせつかく持つておつて持ちかへさるというから民間との問題も考へるといふようなことは、實際、重ねて申し上げますが、驚かざるを得ないのであります。政府は一体こういう問題につきまして、一々そこまかく干渉していいのであります。

次に、産業立地条件整備につきましては、工業用地の造成にございまして、港灣荷役施設、あるいは上屋等で採算のとれるものを実施したいと

考へておるわけにございまして。

○大竹平八郎君 どうも話を承わりますと、せつかくこういう法案を出されに當つても、計画が案にまいまいというか、甘いというか、まことに驚かざるを得ないのであります。ことに造船景気を初めとして、一般の景気といふものが、必ずしも今のような上昇景気をたどつていくのでなくして、すでに御承知の通り、もう運賃なんか、国際運賃はだいぶ安くならない、こういうときに、造船会社の問題一つ取り上げてみても、確たる方針といふものがありません。それだけに、この東北開発の問題といふものが、世間の非難に當るといふことは、私は当然だと思つております。まあ、今のお話しの造船会社の一つの問題を取り上げても、今時分、対民間とのタイアップのことなんか考えておるなどということは、実に驚かざるを得ない。これはもう経営者のやり方一つによります。これはもう喜んで民間の人たちは、私はとうに参加をして、そうしてやり得たと思つて、宝をせつかく。今ごろになつて、宝をせつかく持つておつて持ちかへさるというから民間との問題も考へるといふようなことは、實際、重ねて申し上げますが、驚かざるを得ないのであります。政府は一体こういう問題につきまして、一々そこまかく干渉していいのであります。

○政府委員(植田俊雄君) 経済企画庁といたしましては、ただいままではまだこの事業内容も十分に関与する余地もございませんでしたが、私、従来建設省におりまして、こういう直接の

仕事は担当いたしました。でも、この仕事の建設省の方針を承知いたしておりますので、この範囲内におきましては、建設省は相当東北興業株式会社の事業につきましては、相当援助したと聞いております。

○大竹平八郎君 時間がございせんから、あと一点だけ私の意見を申し上げたいと思つて、とにかくこういういろいろのお話を伺つても、どうもあなたもあまりこまかいことは御存じないやうであります。それからこれはそういうことを申し上げていいかどうか、まああまりやり過ぎると、政治的ないろいろな圧力も懸念をせられるという問題もあるかもしれせんけれども、また、これから子会社のいろいろな今お話しの計画をやられるのであります。それが、そんなことをやつていふうちに、また不景気がやつてくるというやうなことになるやうなと、また一年、二年もたつたとして、そうして政府に大きなものを泣きついてくるというやうなことが、必ずしも私はないとは断言できないのであります。それから、まあそういう意味におきまして、今あなたが申されました新規計画、あるいは既存の計画の拡充というやうなことが、取り上げますのは天然ガスの問題とか、あるいは水産加工の問題等もありまして、これはできるだけ一つ迅速に計画を出させて、そうしてその時期を失しないやうに、よほど御監督をお願いせん、私が申し上げたやうな懸念すべき状態というものが再び出でくるのじゃないかという時にになりますという、東北開発の存在自

体に対して国会からとかくの問題が起きているということも考えられるのであります。ところが、そういう意味において一つやうにいたしたいと思ふのであります。それが、それについて御所見を大臣から伺いたい。

○国務大臣(宇田耕一君) この事業内容の非常に違つておる事業を持株会社のような格好で適当に経営していくというところは、非常に困難なものと私たちは考えております。また、造船だけを考へても、これは三千トン以下の小型船を作るといふのでありますから、たとへば、近海航路において中共同の關係、あるいは朝鮮との關係がうまくいかない場合には、その程度のトンの船の造船といふものも、うまく軌道に乗らないのは、われわれの企業経験から考へても當然と考へられる。しかし、國際關係が非常に變つて参りました場合には、これはまた、そのままで生かす方法はあると、こう思ひます。ただ、この塩釜のドックの關係を調べてみますといふと、どうしても港灣の濫濫その他、これを前提としてこのドックを使用するための基本的な手直しをしなければならぬ点も、相当あるように思われます。いずれにいたしましても、直接、間接、投資をしております事業そのものを、まずどういふふうに整理をして、生かすべきものは生かしていく、あるいは整理すべきものは整理するといふことも、いずれ考へなければならぬと思ひますが、それに付きましては、ただいままで建設省で主管をしておりました経過から考へてみますと、終戦後のいろいろの經濟界の變遷に應じて、どれもこれも事業が惡かつたといふわけではないように見

ております。中には、十二分な配當をしてそして、十分独立採算制をもつて立ていける事業も相当あります。それで、將來見込みのあるものも、この中にはかなりあります。従つて、環境がよろしく育つておるものを、下手にこつちの犠牲で手放して、そうしてうまい味に他は吸われてしまつて、後進性のある東北の開発を結局は誹謗をするといふやうなことのないように考へなければならぬと思つております。事業の中でこれから手直しをしなければならぬ点も数点ありますが、しかし、すでに事業的に見て、かなり成功しておる面もあります。従つて全部を、この既存の事業を再検討をいたしまして、それで新しいものはどういふ面から手をつけていくかと申しますと、やはり東北獨特の特殊性のある資源、あるいは環境に合せてまずこの計画をして事業対策を立てなければならぬといふ、こゝろに思つております。従つて、今まで考へております事業の中で、セメントでありますとか、造船でありますとか、かなり資金的に、技術的に、優秀な能力をおきまして、優秀さを必要とするのは御指摘の通りであります。そのほか成功いたしております面は、今後これをどういふふうにして、この会社の推進に役立たせるようにこれをうまくパイプをひつつけていくかといふことがあります。それから新規事業につきましても、東北の特殊環境に應じて、どこでもやつていけるやうなことをここに持ち込んでいかずに、むしろ東北でなければやれないやうなものを先に持つていつて、東北の環境の特殊

性に合せるように配慮すればいい、こゝろに思つております。

○大竹平八郎君 最後、いま一点伺いたしたいのですが、とかくこゝろに公園風の組織といふものは、えてして役人のうば捨て山の感を持つことが多いためですが、これはもう東北各県の知事がいろんな意味において御關係をすることは、設立の立場からいって、これは當然と思ふのであります。現在役員として出されておる者が總裁以下監事を入れて八人あるわけなのであります。この八人の中に、役人から行かれた方は何人おられるのでありますか。

○政府委員(橋田俊雄君) 現在の役員の経歴を、ただいまお話しをいたしました線に分けて申しますと、總裁の蓮池さんは、元は農林省の役人でございまして、昭和二十六年に秋田県知事をおやめになつております。副總裁の金子さんは役人経歴はございせん。理事におきましては、高橋理事は、朝鮮總督府の役人から昭和二十七年に神戸税関長をやられて三十年の十月に入つております。これは役人経歴でございせん。鹿土理事でございせんが、これは内務省系統の役人をやつておられます。現在理事に相なつております。小柳理事は、秩父セメント会社等に勤務した方でございせん。これは役人経歴はございせん。田寺理事は、東北興業に昭和十八年以來入られて、山形県の木友鋳業所を預かつております。これは役人経歴はございせん。

以上でございせん。

○大竹平八郎君 まあ、だいたい役人が多いのは、これは公同的な意味合いの組織で、これはある程度私も承認せざるを得ないのであります。いろいろ事業が、今、大臣の御説明の通り、非常に多角的な事業をやつておるのであります。ところが、そういう意味において、かゝるこの本家が通過することを前提にいたしまして大臣にお尋ねをいたしたいのですが、まあ、本会社の一新をするといふやうな意気込みのもとに、將來民間の有能な士を役員に入れて、そうして國民の信頼を受けるやうな経営に進むといふお考えはあるかどうか。その点を大臣にお尋ねいたします。私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(宇田耕一君) 結局、事業は人によつて成り立つものだと私は考へております。従つて、各部門における人事が果して適正であるかどうかといふことが、おそらく事の成否を決定するかと考へられます。従つて、人事については慎重に、各事業に合理的に参加できる人事を考へなければならぬ、こゝろに考へております。

○豊田雅彦君 私は宇田長官にお尋ねをいたしたいと思ふのであります。東北の開発につきましても最も必要だと痛感しておる者の一人であります。そういう立場からお尋ねをしたいと思つております。

今回出ております改正法律案の内容を検討してみますと、必ずしも東北興業株式会社という名称を変えなくてもいいように考へられるのであります。しかしながら、この際、会社の名称まで変えなければいかぬといふふうには、よほど何か特殊の事情があるのではないかと、單に表面的なことではなく、地の利からいつても、また資源の關係からいつても、北海道の開発もさること

ながら、この際東北の開発は最も急務だといふふうには考へるのであります。が、それだけに、会社の名前を変えなくても、政府が力をうんと入れ、また、その会社経営よろしきを得るならばいいんじやないかといふふうには考へられるのであります。にもかかわらず、会社の名称を変えようといふふうには考へられるに至つたその事情、あるいは決意といふものを、端的、率直にまず宇田長官から伺いたい。

○国務大臣(宇田耕一君) 今回は東北開發促進法と、北海道東北金融公庫と、そして東北開發株式会社と、こゝろ三つになつておりますが、実はこの三つは別々ではなくて、一本のものをそれぞれ機關別に区分をいたしておる、こゝろのものが本質と思つておると、従つて東北の開発それ自身が、日本の全部の資源ないし經濟開發にとつて非常に重要な地位を占めるわけでありまして、東北の後進性を回復していきましますことが、この東北地方のみならず、わが國の經濟全般に対する影響が非常に大きい、そういうのが根本であります。従つてこの開發促進といふ言葉を使つて今回はこの法律の題名としたのであります。促進をするといふ意味では、従来の東北興業株式会社の運営方法だけでは不十分であると、こう考へております。そしてその一例といたしましては、東北興業株式会社を東北開發株式会社に改名をいたします場合に、産業立地条件について特に注意を払い、積極的な対策をとるやうにしたいことも、事業内容の中に今回は新たにうたれてあります。東北興業株式会社という名前を開發会社に變更しました経緯は、東北開發促進法を軸と

ですが、徳川時代の話しでも、大きな事業を預けられたその奉行というものは、それが失敗した場合にはりつぱに腹をかつ切つて、俗にいう腹を切るじゃなくて、事実上腹をかつ切つて、

これを人々におわびしているという実例をわれわれは知っております。さうなことを持ち出すことは失礼なようですけれども、私があえてそう言うことは、名前まで、名称まで変えて、そしてこんなに大きな法改正が行われるのですから、今の長官の人事の答弁は、部長であるとか課長であるとか、そういう活動範囲における人についての答

弁としては了承いたしますが、総裁であるとか、副総裁であるとか、こういふ最高幹部については当然これは更迭あつてしかるべきものだとは考へまするが、さよりに了解しておいて差しつかえございませんか。

○国務大臣(宇田耕一君) 人事につきましては、いろいろの角度から、いましばらく検討をいたしたいと、こう考

えております。

○相馬助治君 いましばらく検討する
ということは、この法改正が行われる
以前に、長官よりもう少し具体的な返
答を承われるものと期待いたします。
て、私の質問をやめておきます。

○豊田雅孝君 具体的なことを一、二
お尋ねしますが、東北興業の現在の本
店は仙台にあるのか東京にあるのか、

その点まず承わりたいと思います。

○政府委員(樺田俊雄君) 会社の本店は仙台でございます。

○豊田雅彦君 しかし、現地において承わるところによりますと、幹部はもうほとんど東京におる。最高幹部は現地にいることの方がむしろ少い、そ

して仙台での事務員などはきわめて少数である、こういうことを聞くのですが、これについて真偽は私は知らぬのですが、率直に実情をまず承わりたいと思います。

○政府委員(植田俊雄君) ただいま豊田委員のお話しの通りでございます。仙台で在勤しております会社幹部として田寺理事が仙台勤務でございます。職員もきわめて少数でございます。本社は仙台にございまして、東北開発の仕事はいたします以上は、会社の幹部は仙台に重点を置いて仕事をすることが当然でございますけれども、最近契約関係あるいはセメント工場の建設に伴いまして、東京で契約を要することが多いのでございますので、若干東京の方に勤務することが多くなり、それが現在の状況から見ますと、必ずしも適当とも考えない状態であらうかと思ひます。今後はこの会社法の改正によりまして、会社の新たな業務もでき、また東北各県あるいは各地方との連絡を密にいたします関係から申しまして、現在のように本店を置いて東京の出張所に重点を置くという行き方は、適当なものとは考えておりませんのであります。

○豊田雅孝君 仙台本店における職員はわずかに三名だということを聞くのですが、これは事実ですか。

○政府委員(植田俊雄君) 三名でございますが、四名でございますか、正確には存じておりませんけれども、お話し程度でございます。

○豊田雅孝君 これを聞かれますと、だれしも私は意外に思うだろうと思うのでありますが、とにかく本店である仙台には職員はわずかに三名である、四名であるとかいふことで、そうして東京に支店があるが、その方には最高幹部が絶えずおる。しかし、仙台と東京の間は、これはきわめて最近交通の便になつておる。ことに最近飛行機までできた、最高幹部は仙台に常住して、そうして経営を指揮し、また、企画を立て、そうしてそれらの連絡のために東京へ出てくる必要があるならば、これはそれだけ交通機関を最高度に活用して出てくるということでは、これは、この東北開発というものがうまい過去においていかなかったというところと、そこ原因があるんですね。これに對してどういふふうなメスを入れるかというところを考えたければ、私はこの東北開発に對して非常に私自身熱を感じておるものであるだけに、いかなることをやつたつてだめだと思ひます。これについて大臣はどういう感じを持っておられるか。

○國務大臣(宇田耕一君) 当然これは本社に中心部があつて、本社の最高責任者は本店におるべきものと私は思ひます。自分たちが事業経営をやつた経験から申しまして、東京において号令をかけて、しかもそれが金融……、まあいろいろな事業の内容によつては違ひますけれども、私が見たところだけみてもソノダであるとか、特に機械工業であるとか、こういうふうなもの、現場で指揮監督をする最高責任者が近くにいないと、工業能率の上つていくはずがないと思ひます。そういう意味で、これは大いに経営の中心をどこに置かうかということについては、反省をしなきゃならぬ点が多いんじゃないか、少くとも生産事業に關係がある場合には、私たちの経験では、これは

必ず失敗する人事の配置方法ではないかと思つておりますけれども、この事業内容から見まして、当然これは將來深く考え直さなければ、東北興業株式会社に於けるものは、資本のむだづかいに陥るおそれがあるんじゃないかというふうにも考えられますので、東北開発促進をほんとうに体當りをしていこうというのでしたならば、私はもつともつとこれは深く皆さんと一緒に検討いたしたいと、こういうふうに思ひます。

○豊田雅孝君 今の私の質問、それに対する答弁等から見まして、東北興業株式会社の従来監督について、私は政府自身にも非常に責任を痛感すべき点があると思ひます。会社当局もさることではあるけれども、今答弁せられたるようなことが事実としてわかつておるにかかわらず、それをのんびんだらりとやつておつたところ、非常に問題があると思ひます。そういう点において、政府は今後監督についてどういふ態度をとるか、また、過去に怠慢であつたことについては、どういふ責任を感じるかということ、私は今後東北開発のきわめて真剣にやつてもらいたいという気持ちから、あらためて御所見を承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(宇田耕一君) ただいま持つておりますこの会社の現況報告書に基きまして、とりあえず手直しをかけなきゃならぬというの、おそろしくドック一つ、まだ建設中のもので大きく配慮しなきゃならぬものは、これはセメント關係の事業ではないかと考えます。それで従業員数の中に本店が五名、東京事務所四十三名というふうなことが書いてありますが、本店事務所、東京事務所との事業分割を見てみると、東京事務所は事業企画及び運営を行う、本店は株式及び所在官庁との連絡を行う、こういうことになつております。こういうことが実際のわが国の現在の法律あるいは政府との連絡關係で、事実上どういふふうになつていつた経過等は、なお私はよく考えた

いと思つておりますけれども、この事業内容から見まして、当然これは將來深く考え直さなければ、東北興業株式会社に於けるものは、資本のむだづかいに陥るおそれがあるんじゃないかというふうにも考えられますので、東北開発促進をほんとうに体當りをしていこうというのでしたならば、私はもつともつとこれは深く皆さんと一緒に検討いたしたいと、こういうふうに思ひます。

○豊田雅孝君 もう一点具體的なことを伺いたしたいのでありますが、セメント事業がその後一向に進捗十分にしておらぬ、これについて、東北各県の出資すら、事の進捗しないためにまだできておらぬというふうなことを、これまで現地から聞くのでありますが、これは事実なんですかどうなんですか。

○政府委員(植田俊雄君) 昨年御審議願ひました政府保証の社債でございますが、社債は九億全部発行済みでございます。なお、資金運用部から東北六県が借り入れまして、それを転貸いたします分につきましては、企画庁といひましたは、従来順調に進んでおるといふことは聞いておりましたけれども、それが済んだかどうかということ、まだ確実な情報をたぐいまれ

ておりません。

○豊田雅孝君 どうも今の答弁を聞いても、政府の監督が非常に不十分ですね。現地で私が聞くところによると、各県の出資はやうにもやる必要がないという状態なのか、あるいはできないのか、予算に一度計上せられたものも、まさに自然消滅の形になつていくというふうな事実のあるということを聞いておるが、それについて、どうも

事実があるやら、ないやら、はつきりしないやうな答弁だし、一体これはどういふことなんですか。

○政府委員(植田俊雄君) あの十四億の事業は、昭和三十一年度の事業でございます。その仕事はどういふふうに進んでおるかということにつきましては、この法案によりまして、所管が経済企画庁に移ります以上は、私ももつと関心を持っておりまして、三月三十一日までには社債の消化ができたかどうかというところもトレースいたしまして、三月末までに九億の発行が済んだというところも承知いたしております。その後、県を通じての転貸金の問題につきましても、トレースはいたしておつたわけでございますが、現在のところ、県庁の係官に聞きまして、まだその辺の県と会社との關係が順調に進んだかどうかというところまでは、はつきりつかぬ点まで至つていないわけでございます。

○豊田雅孝君 はつきりしないのですけれども、各県の出資は現実にできておらぬのです。県の方ではさういふ出資の意図がありながら、事が運び得ないやうな情勢にあるという実情じゃないのですか。

○理事(近藤信一君) 建設省の澤田監理官がきておられますので、澤田君から答弁してもらいます。

○説明員(澤田一精君) 東北興業が着手いたしておりますセメント事業につきましては、資金のうち、東北六県から融資を受けます資金の借り入れの件でございますが、昭和三十一年度中に当初予定しておりましたものを、一カ年繰り越しまして、昨年度において借り入れることになつたわけでございます。

が、おかげをもちまして、六県全部の議会の議決を得て、かつ、自治庁から起債を認可されたわけでございまして、具体的にこの認可に基づきまして、各県からそれぞれ借り入れ手続を進めて参ったわけでございます。六県のうち四県につきましては、すでに現金の借り入れを終つております。残る二県につきましては、私まだ現実の問題として、資金が会社側に入つてきたかどうかということにつきまして、後刻調査をいたしまして御答弁申し上げます。

○豊田雅孝君 私が見ているのは、社債とか借り入れとかいうような形式のものでなくて、各県が東北振興開発のために出資するというのが、このセメント事業関係についてできておつたものだから、その出資がすでに済んでいるのかどうかということを知りたいのです。

○説明員(澤田一精君) 十四億のセメント事業の資金計画の内訳を申し上げますと、実は会社が発行いたします政府の元利保証付の社債が九億ございまして、それから、東北六県の融資が今申し上げましたように、二億でございます。あと三億につきましては、政府が直接出資をいたすわけでございまして、セメント事業十四億に關します限りにおきましては、東北六県から会社が出資を受ける計画は、当初からなかつたわけでございます。単に二億の限度におきまして融資を受ける計画になつておまして、その手続等につきましては、ただいま答弁いたしました通りでございます。

○豊田雅孝君 今後私といたしまして

一つの要望をいたして、時間も過ぎていますから、質問を打ち切りたいと思ひます。従来、政府の監督の上においても、非常に東北開発については欠くるところがあるし、また、経営に当りまして、本店と支店と人員の配置などはまるで逆転しているような状態で、かような状態であつては、いかに会社の名称を変えてみたり、開発促進法を作りまして、私はその成果が上るといふことに非常に疑問を持つことを遺憾とするものであります。従つて、今後政府は十二分に監督もやられるし、また、会社当局の人事の刷新、あるいは経営の根本的な改善、これら先決問題とせられて、今回の開発促進法の制定、あるいは東北興業株式会社の一部改正法律案の成果が、ほんとうに具体的に東北開発の上にあるようにせられたいということを、私は痛切に要望するのであります。これに對しまして大臣並びに事務当局から御所見を承つて、私の質問を終ることにいたします。

○國務大臣(宇田耕一君) 全然われわれの考へていることも同様であります。その、そういう方向に向つてできるだけ努力を払ひたい、こう考へております。

○政府委員(樺田俊雄君) ただいま大臣から御答弁申し上げました通りでございます。私どもその仕事にあずかるものとしたしましては、特に開発部といたしましては、東北開発の中心になるわけでございまして、この三つの柱の一つを担当いたします会社の運営いかんは、東北開発の今後の運命をかける問題でございますので、この会社に対する監督を業務の中心の仕事といた

しまして、新しい構想をもつて監督し、指導して参りたいと存じております。

○理事(近藤信一君) ちょっと速記をとめて。

○理事(近藤信一君) 速記を起して下さい。

○理事(近藤信一君) 次に、連合審査会の件についてお諮りいたします。本日大蔵委員会から、同委員会の決定により、本委員会に付託されております衆議院提出の中小企業等協同組合の一部を改正する法律案について、連合審査会を開会されたい旨申し入れがございました。大蔵委員会の申し入れに應じて、連合審査会を開催することに御異議ございませんか。

○西川彌平治君 私は異議はございませんが、非常に会期も切迫いたしておりますので、非常な要請を承つて、できるだけ一時間内にお考えを願つてやつていただきたいと思います。

○理事(近藤信一君) 西川君の御意見もございまして、時間の点はよく考へてあげますから、御異議ないと認めさう決定いたします。

午後二時九分開会

○委員長(松澤兼人君) 委員会を再開いたします。

○委員(松澤兼人君) それでは、これより自転車競技法の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

○政府委員(鈴木義雄君) それでは、まず自転車競技法の一部を改正する法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

昭和三十年第二十二国会におきまして、自転車競技法等の臨時特例に關する法律の有效期間の延長に關する改正法律案の成立に際しまして、参議院商工委員会において付せられました付帯決議の御趣旨に基づきまして、政府といたしましては、競輪の運営につき不連続の改善をはかつて参りますとともに、通商産業大臣の諮問機關として設置されております競輪運営審議会に競輪の改廃に關し諮りました上、その答申に基き、競輪の弊害を最小限度にとどめてこれを健全化する方針のもとに競輪制度に改善を加えますとともに、自転車その他の機械産業振興費の取扱いに關する制度に改正を加えました上、自転車競技法の一部を改正する法律案を立案いたしました次第でございます。

改正法律案のおもな内容といたしま

しては、まず、第一に目的の改正でございますが、これは第一条の改正となつておりますが、機械産業の振興をはかることは、自転車競技法等の臨時特例に關する法律にすでに規定されておるところでございます。これを本法でありまして自転車競技法に規定いたす趣旨でございます。

第二には、市町村の指定に關する規定を整備いたすことでございますが、従来、指定の取消に關する規定がございせんので、権利の上に服するものを整理すること、競輪運営上の不安定を排除するため、競輪施行者としての指定を受けた市町村が、一年以上引き続き競輪を行なかつたときは、自治庁長官は、その指定を取り消すことができ旨の規定を加えることとあります。これはやはり条文的に申しますと、第一条の關係でございます。

第三には、競輪場及び場外車券売場の設置の許可に關する規定を整備いたすこととありますが、競輪場及び場外車券売場の設置の許可については、従来、期限または条件を付し得る規定及び許可の取り消しに關する規定がございせんので、第三条及び第四条に、その趣旨の規定を設けることといたしましたわけでございます。なお、競輪場及び場外車券売場の設置者は、その競輪場及び場外車券売場の位置、構造及び設備を命令で定める基準に適合するように維持しなければならぬ義務を課することといたしてあります。これは第十三条に關するものでござい

第四には、車券購入等の禁止範圍を拡大いたすこととありますが、従来も、車券購入等の禁止に關する規定は

でございますが、競輪運営に關係するものが、車券を購入したり、または、譲り受けたることは好ましくないもので、車券の購入等の禁止範圍を第八條で改正いたしますように拡大し、かつ、明確化することによりいたしたわけであります。

第五には、競輪の賭博性を薄めるための措置に關する規定を設けることとありますが、競輪等の射幸性を伴う競技につきまして、その賭博性を薄めて内容を健全化する必要が認められ、その射幸性を稀薄化することともに、的中の確率を増大して内容を改善するため、次の通り改正することといたしました。

その第一には、払戻金額について最高限度額を定めることができるものとしましたこととあります。これは第九條の二に關するものでございます。

その第二として、投票無効に關する規定を整備することとありますが、その趣旨は、従来、投票無効に關する規定は、単勝式、複勝式および連勝式投票法のみを前提として規定してありましたが、新たに、連勝複式勝者投票法、これは第一着および第二着の選手をその順位及びその逆の順位で一組とする勝者投票法をいうのでありますが、これを採用し得るよう投票無効の規定を整備することとあります。これは、第九條の三に關するものでございます。

第六には、競輪運営の経費に關する改正でございますが、まず、中央業務の経費につきましては、競輪の中央業務を担当する新団体すなわち、日本自転車振興會に對し、競輪施行者から一回の開催による車券売上金の額の千分

の三以内において命令で定める金額を交付することとあります。これは第十條に關するものでございます。従来は、都道府県自転車振興會が會費として自転車振興會連合會に納入していたものでございます。

次に、都道府県自転車振興會の経費につきましては、従来、都道府県自転車振興會に對し施行者が交付すべき業務委任費は、一律に、車券売上金の額の百分の三以内となっており、そのを、委任する業務の範圍及び車券の売上金の額に應じて命令で定める金額を交付することといたしまして、交付金額の算定方法を合理的に改めることとあります。これはやはり第十條に關するものでございます。なお、この交付率に關する命令は、委任業務の増加に伴って通増し、車券の売上額に伴って通減するように定められるものでございますが、法律では別表をもつて、車券の売上額ごとに、交付金の最高限度を定めております。

次に、第七としていたしましては、自転車その他の機械産業振興費の取扱に關する制度を改めることとあります。競輪施行の目的に掲げられております自転車その他の機械産業の振興のための経費の取扱に關する制度は、昭和二十四年度から二十八年度までは、昭和三十四年度から三十八年度までは、国庫納付金の三分の一以内の金額を国の予算に計上する制度であり、昭和二十九年度以降は、競輪施行者から車券売上金の額の平均百分の一・一を自転車振興會連合會に納入し、同連合會は、振興費に關する業務を包括的に商工組合中央金庫に委託し、同金庫は、通商産業大臣の計画及び指示に従つて支出しなければならぬ制度になっており

ますが、法律改正後においては、改正後の自転車競技法に基き設立されます日本自転車振興會に對し、従前と同率の振興費を競輪施行者から交付せしめることとし、日本自転車振興會が通商産業大臣の認可を受けて振興事業に支出する制度を採用することとしております。この場合において、通商産業大臣は、振興資金の運用については、通商産業大臣の諮問機關として、従来の機械工業振興協議會にかわり設置されます自転車等機械関係事業振興資金協議會に諮ることとし、振興費の運用に遺憾のないようにいたしてあります。これは、第十條、第十二條の十六、第十七條の二に關する事項でございます。

なお、自転車その他の機械産業振興費の交付受入等、振興費に關し規定する事項につきましては、この法律施行の日から三年を経過する日以後においては、別に法律で定めるところによることを附則第十七條において規定してありますが、これは、振興費の制度について、このような制度は廃止すべきであるか、存続すべきであるかという基本的な問題のほかに、徴収の方法についても、国庫に納入せしめるべきか、臨時特例法のような方法によるべきか、あるいは、また、改正後の本法に定める方法によるべきか等について更に検討することとし、三年間は、本法に定める方法によつて振興費を運用することといたしますが、その間、政府において検討し、三年経過後にはあらためて取扱方法を定めるとい趣旨に基くものであります。

第八としていたしましては、都道府県自転車振興會に對する監督を強化いたしますとともに、改正後の自転車競技法に基く法人として、日本自転車振興會を設立することとあります。都道府県自転車振興會に對する監督を強化するため、次のような措置を講ずることといたしてあります。まず、自転車振興會の役員を選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければその効力を生じないこととする。これは第十一條の二でございます。次に、自転車振興會は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならないこととする。これは第十一條の三に關するものであります。日本自転車振興會につきましては、第十二條以下第十二條の二十五までに規定してありますが、従来、自転車振興會連合會が行なつていた競輪運営に關する業務並びに自転車その他の機械産業振興費に關する業務を取り扱う機關として、改正後の自転車競技法に基く法人として日本自転車振興會を設立することといたしてあります。

日本自転車振興會の目的は、競輪の公正かつ円滑な実施をはかることと、自転車その他の機械に關する事業の振興に資することとあります。これは第十二條に關するものであります。

役員及びその欠格事項並びに兼職禁止等に關しましては、第十二條の七、第十二條の八、第十二條の九、第十二條の十、第十二條の十一等に規定してありますが、役員といたしましては、通商産業大臣の任命する会長、副会長それぞれ一名、監事二名のほか、会長が通商産業大臣の認可を受けて任命する理事八人以内ということになります。

日本自転車振興會の業務のうち、競輪運営に關する業務の公正かつ円滑な実施をはかるため、競輪に關し學識経験のある者をもつて構成する運営委員會を置くこととし、競輪に關する業務を掌理する理事の任命または解任、競輪に關する業務方法及び事業計画の作成等については、会長は運営委員會の意見を聞かなければならないことといたしてあります。これは第十二條の十五に關するものであります。

日本自転車振興會の業務につきましては、第十二條の十六に規定してありますが、これは審判員、選手、自転車振興會の指導、審判員、選手等の養成または訓練、自転車その他の機械産業振興のための銀行に對する融資、自転車その他の機械産業振興のための補助金の交付、本法及び小型自動車競走による自転車その他の機械産業振興費及び本會の運営費用の施行者からの受け入れ等とあります。

日本自転車振興會の業務は、大別すると競輪関係業務と自転車その他の機械産業の振興とであります。そのおのの經理について明確に区分して処理することとし、振興費を競輪関係業務に充当することは原則を設けて、嚴に禁止することとしてあります。第

ております。なお、役員は、通商産業大臣の承認を受けたときを除いては、みづから営利事業を営み、または営利の業に従事すること等を禁止することといたしてあります。さらに、役員員の身分は罰則の適用については、公務に従事するものとみなすことになっております。これが第十二條の十二及び十二條の十四でございます。

十二条の十七及び第二十一条の二がこれでございます。

そのほか業務方法書、事業計画等、資金の借り入れ、業務上の余剰金の運用等の認可、決算書類の提出等につきまして、それぞれ法律で規定してございます。

また、監督につきましては、通商産業大臣がこの法律を施行するために必要があると思われるときは、日本自転車振興会の業務に關し、監督上必要な命令が出せることとしております。これは第十二条の二十四でございます。

なお、日本自転車振興会の設立に必要な手続、日本自転車振興会連合会からの財産等の承継につきましては、付則に所要の規定を置くこととしております。

次に第九には、従来から通商産業大臣の諮問機関として設置されております競輪運営審議会の名称を競輪審議会と改め、調査審議事項を競輪全般に拡大することとしております。これは第十七条に關するものであります。

第十には、従来臨時特例法に基づいて設置されております機械工業振興協議会の名称を、自転車等機械関係事業振興資金協議会と改めることとしております。これは第十七条の二に關するものでございます。

第十一といたしましては、日本自転車振興会の設立に伴う罰則の規定を改正するとともに、本改正法律案の施行に必要な経過規定を置くこととしております。

なお、この法律は昭和三十三年十月一日から施行することとしておりますが、日本自転車振興会の設立に關する規定等につきましては、公布の日

から施行することにしておりまして、

以上が自転車競技法の一部を改正する法律案のおもな内容でございます。次に、小型自動車競走法の一部を改正する法律案について申し上げます。

同法案における改正点は、おおむね競輪の場合にならってこれに準じております。ただ異なるところは、小型自動車競走者から日本自動車振興会に交付すること、全国小型自動車競走連合会は、従来のまま社団法人とする点となっております、この点が異なるだけでございます。この点を申し上げて、詳細なる説明は省略させていただきますと存じます。

○委員長(松澤兼人君) それではこれより両案の質疑に入ります。御質疑のありの方は、順次御発言を願います。

○近藤信一君 まず、改正案の内容に入りますが、週刊サンケイを私見たのでございます。それは、三月二十四日浜松で行われましたオートレースで、何かその日に出場を予定されておった選手に対して、ある方面からその選手に封筒が渡された。そこでその選手が内容をあけてみますと、その選手は非常に優秀な選手で、一着が予定されておった。そこで本日のレースは三着に一つなつてくれ、こういうふうなメモが入つておった。さらにその中に金が一万円ほど入つておった。それで、競走会の事務所にその事実を報告した。その十一レースは、予定されておった選手が約五名ほど緊急に出場を

停止してレースを開始した。それでございすが、こういうふうな八百長レースというものは、これは小型自動車競走だけでなくして、競輪等においてもしばしば私どもが新聞等によつて聞かされるわけなんです。こういうふうなことがあつたというのを、何か雑誌によりまして、通産省では地元から選手やそれから関係した人々を呼んで、いろいろと事情聴取をした。それでございすが、その内容の経過について、詳しく御報告を願いたいと思ひます。

○政府委員(鈴木義雄君) 八百長につきましては、従来からかようなことのないよう、できるだけ取り締つてもおります。最近におきましては、だんだんかようなケースは非常になくなつてきているわけではございまして、御指摘のような点が、たしか本年の三月末にあつたように聞いております。浜松のオートレースにおいては、本年三月末数名の選手が外部から八百長を頼まれた旨が、選手会を通じて浜松競走会長に申し入れ、従ひまして、これは未だに八百長が防げたというケースでございまして、それにつきまして、目下警察当局においても取調べ中でございますが、通産省としては、東京通産局を通じて、目下事情を取り調べるといふところになつております。詳細なわれわれの手に来ておりませんが、わか

○近藤信一君 これは市の相当有力な連中が関係して、それから当日何かこれを、十一レースを八レースと間違えてたくさん千円券を買つて、そうしてはづれたというふうなことも出てい

る。これは、私どもは、今までにもこういうことは自転車等においても、しばしば現地で紛糾を起しているわけでありまして、だから、私は表面に表わされた問題は、その雑誌を見たわけではございすが、相当内容というものを厳重に調べるならば、こういうことが実際に起つておる、こういうふうな予想されるのじゃないかと思ひます。が、そういう点について通産省は監督を厳重に今日までやつておられるのかどうか、そういう点についてお尋ねいたします。

○政府委員(鈴木義雄君) 競輪ができてから、当初はさうなことはいふん問題を起したように聞いております。しかしながら、最近におきましては、かようなケースは次第にあつては、絶つたといふふう聞いております。しかし、なおそのような問題が出てきますことにつきましては、われわれとしましては十分に監督をいたしますとともに、やはり問題は選手等の素質の向上等にも大きな関係を持つておりますので、これらにつきまして、優秀な選手の訓練と申しますか、選手の素質の向上、あるいは選手の訓練、さうなことで今後とも十分に努力をいたしていきたい、かように考えております。

○近藤信一君 今後とも当局はそういう点も厳重に監督して、この法案の改正は自転車競走を健全化していく、こういうふうな改正案でもあるから、私はもう少し現地に於ける監督というものを厳重にやつていくことが必要じゃないかと思ひますが、そういう点一つ十分に一つやつていただきたい、ご希望しておきます。

○政府委員(鈴木義雄君) 御承知のことと存じますが、昭和三十年に参議院の商工委員会におきまして付帯決議がなされております。そのときの趣旨は、「競輪、競馬、オートレース、モーターボート・レース等、一切の射幸的行為は現下の社会情勢にかんがみ、すみやかに禁止もしくは制限せらるべきものであり、特に、競輪について政府は現行制度に検討を加え、その改廃に關し(略)適切な措置を講じなければならぬ。」、かような趣旨で、付帯決議がなされたわけでありまして、これに基づきまして、通産省といたしましては、通産大臣の諮問機関でございまして競輪運営審議会に諮りまして、十数回議論を重ねた結果、その結論は昨年の実はこれも五月ごろだと存じますが、この商工委員会の中問答申として御報告いたしましたわけではございすが、その考え方はいろいろ議論した結果、答申要点を申し上げますと、結局競輪、競馬、モーターボート、小型自動車競走等の射幸的娯楽のうち、競輪は特に大衆性が強く愛好者が多いにかかわら

続きまして、今回の改正の内容でございますが、この法案の趣旨にも書いてございまして、私はこの法案が従来時限立法として適用されてきた。そしてこれを二十二国会で二十年のうちに政府はこの競輪を廃止する方向へ考えるべきであるという本院の付帯決議によつて、これが今日まで続けられてきた。ところが、その廃止の方向でなくして、今度はこれを恒久化する、こういう改正案だと私思ひますが、なぜ恒久化しなければならなかつたか、その点についての御所見をお伺いいたします。

○政府委員(鈴木義雄君) 御承知のことと存じますが、昭和三十年に参議院の商工委員会におきまして付帯決議がなされております。そのときの趣旨は、「競輪、競馬、オートレース、モーターボート・レース等、一切の射幸的行為は現下の社会情勢にかんがみ、すみやかに禁止もしくは制限せらるべきものであり、特に、競輪について政府は現行制度に検討を加え、その改廃に關し(略)適切な措置を講じなければならぬ。」、かような趣旨で、付帯決議がなされたわけでありまして、これに基づきまして、通産省といたしましては、通産大臣の諮問機関でございまして競輪運営審議会に諮りまして、十数回議論を重ねた結果、その結論は昨年の実はこれも五月ごろだと存じますが、この商工委員会の中問答申として御報告いたしましたわけではございすが、その考え方はいろいろ議論した結果、答申要点を申し上げますと、結局競輪、競馬、モーターボート、小型自動車競走等の射幸的娯楽のうち、競輪は特に大衆性が強く愛好者が多いにかかわら

九

ず、弊害の及ぶ範囲もかなり広いようであるけれども、これを現状のまま放置することは適当でないけれども、しかしながら、現在の情勢において全面的に競輪を禁止することは、他の射幸的娯楽との均衡もあり、かつ地方財政に与える影響も軽視できないものがある。実際の問題としては困難と認められる、かような見解のもとに、できるだけ競輪の弊害を最小限度にとどめて、これを健全化するという方針のもとに改正案を立案したわけでございまして、それにつきまして先般競輪運営審議会の答申を経て、さらに政府部内においていろいろ検討しました結果、この改正法律案を提出したわけでございます。

○近藤信一君 この法案が昭和二十三年成立を見ました当時には、各地方公共団体が戦災復興のために、何か費用がないから事業をやつて、そうして一日も早く戦災都市を復興する、こういうような意図のもとから、この法案というものが成立を見た私は聞いておりますが、その後自転車競走法によつて、私どもの見るところによりまして、相当戦災都市も復興されたように私は思うのですが、その経緯について一応お聞かせを願いたいと思います。

○政府委員(鈴木義雄君) 競輪のできた趣旨は、国会におきましてきまつたことでございまして、バック・グラウンドにどういふことがあつたか存じませんが、法律だけの建前から申し上げますと、地方財政に寄与しますものと、それから自転車産業の振興に寄与する、こういう二つの点において、かような競輪制度というものが認められた

ように聞いております。その際の地方財政の問題に、やはり戦災都市の問題というところが大きな要素をなしていたということも聞いております。さうなことでこの制度ができたわけでありまして、その後戦災都市の復興問題は、相当今日においてはよくなつてきています、かようなことになつておりまして、今日に及んでおります。

○近藤信一君 本法改正に当りまして、私は通達省として一つ欠けている点があるのではなからうかと思つたのです。それはどういふ点かと申し上げますと、いわゆる競輪に従事しておる従業員の待遇の問題、将来の問題、そういう点などもほとんど触れていない。この法案が恒久立法化されていく上においては、私は将来従業員のことにも十分に考えるべきではなかつたかと思つたのですが、その点いかうに考えておられますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 競輪に従事します従業員、御指摘の点は選手関係……。

○近藤信一君 競輪場に臨時職員として働いておる従業員もあわせて選手全部の関係について、何ら考慮せられていない。そういう点どのように考えておられますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 競輪に関する従事員につきましては、競輪場の設置者がそれぞれすなわち地方公共団体等が、それに対して施設の所有者として十分監督と申しますか、留意してやつていく、かようなことになつております。それから選手の問題につきましては、これは従来からいろいろ議論されていくところではございますが、法律に規定し得る部分と、規定し得ない部

分とがございまして、今度の法律の改正におきまして、第十四条におきまして、選手の出場に関する条件を適正にすべき旨の命令等が出せるように十四条中で改正を出してある、かようなこととでございます。

○近藤信一君 競輪場の従業員の点は、競輪設置者の方の關係である、こゝ言われましても、これはやはり法律を改正して、将来これを健全化していこう、こういうふうな御趣旨があるならば、何もこれは競輪場のことは、その競輪設置者の方のあれだといふだけで済まない。やはりこれは法律上に身分の保障の問題なんかも十分に考えてやらなければならぬのではないかと、いふふうに私は思つたのです。その点どのように考えておられますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 競輪場の従事者の範圍をどういふふうなことでおっしゃつておられるのか、ちよつと私わかりませんので、あるいは答へが的確でないかもしれませんが、たとえば競輪場で使われておられます人の待遇問題等につきましては、これはやはり競輪場の設置者が何といひまして責任を持つてやらなければならぬことであるとして、特にこれを法律でどういふ規定するといふふうな筋のものではないのじやなからうか。しかしながら、もちろんこういふことにつきましては、問題等がございすれば、十分行政指導等によりまして遺憾のないように処置して参りたい、かように考えております。

○近藤信一君 なるほど、従業員の問題は、競輪設置者の關係かもしれませんが、これは何回も繰り返される通り

に……。しかし、監督官庁である通産省は、これは従業員の問題は設置者の方々にだからと言つてこれを等閑視するといふ考え自体が、私はおかしいじやないか、こういうふうに考えるが、その点どうですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 直接競輪に關係ございまして選手とか、あるいは審判員とか、かようなものにつきましては、もちろん法律によりまして、選手については条件の適正化といふふうな問題もございまして、あるいは正規の審判員は、登録制度といふふうなものを設けてやつておるわけでございまして、重要なものにつきましては、さういふ考え方でおるわけでございまして、一般従業員につきましては、特に法律によりまして規定するということには、やはり競輪の本体でないものであるから、これは自身はやはり競輪場の設置者が責任を持ち、特に問題があれば行政指導によつてこれを十分遺憾のないように努力するということであらうかと考えます。

○委員長(松澤兼人君) 近藤君が言われたところは、選手であるとか、あるいは振興会であるとか、あるいは施行者であるとか、あるいは従業員です、そういう人によつて自転車競技といふものが成立している、それぞれやはり法律として規定する必要がある。選手の点については一応規定はありますけれども、その臨時に雇われている従業員等に対しては、やはり法律でもつてめんどうを見ようといふ、その身分についても、あるいは報酬等についても、市にある義務づけをさせることがいいのじやないか、競輪といふものを今後改善していくということ

であれば、やはりその一つの要件である臨時の従業員に対しても、何らか法律的な規定をなすべきではないか。局長がそれは法律で規定すべきことではない、行政指導でやる、こゝおつしやる。で、前段の点でもう一つ近藤君がつかたいところなのです。この点についての御答弁をもう一度明確にしたいだくことと、行政指導でやるとすれば、どういふふうにおやりになるのか、その点をおつしやつていただきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木義雄君) 私ども、もちろん全然法律の問題にしないといふわけではございませんが、本来の建前からいけば、先ほど申し上げました通り、本質的な競輪自体の内容を占める選手等につきましては、あるいはその登録であるとか、あるいは条件の適正化であるとかいふふうな問題については、法律で定めていきたい、しかしながら、その他の臨時的な方々の問題については、やはり今委員長がおつしやいました振興会であれば振興会、あるいは競輪場であれば競輪場の設置者といふところが、責任を持つてやるべきではなからうかといふことを申し上げたわけであります。しかしながら、さらにかような点についてどういふふうなところに問題が所在するか、もう少し研究してみたいと思つておりますが、本案の審議の際には、実は競輪の運営審議会におきまして、かような点は指摘されておらなかつた点でありまして、これはもちろん今後研究を要する点がございましては、先ほど御説考え方いたしました通り、本質的なもの

については十分法律でみていく、しかし、そうでないところのものにつきましては、やはりそれに関係される団体なり設置者がみていくということではなからうかというのを申し上げたわけでありませう。

○近藤信一君 今委員長の言っておられましたように、選手の問題につきましては、共済会が何かありまして、そうして負傷者等については救済方法があるわけですか。そういう点から考えまして、この選手はそういうふうな救済規定がありますか、競輪場の従業員は日雇いの雇用関係、こういうことである一定の期間その競輪場において、また次の競輪場というふうなことで、ぐるぐる回っておりますが、実際はその市役所なりその競輪場の設置者の雇用をずっと引き続いて行われておる、こういうふうな形であるのであります。従いまして、私も選手会においてはそういうふうな救済方法があるが、こういう人たちは設置者の方都合によつていつ何ときやめてくれといつて解雇を言われるかもしれないし、また、その競輪場の結果によつてその競輪場が廃止になることもあると思う。そういうのに対しては、ほとんど救済の方法が考えられていない、こういう点が私は非常に重大だと思う。そういうことで、私はこの法改正と同時に、監督官庁である通産省はもう少し考慮すべきじゃないか、こういうふうに私は思う。

○国務大臣(水田三喜男君) 従業員の問題ですが、これはたとえはこの振興会なら振興会で使用する人たちは、振興会として人事についての条件の当然内規を持つとか、規定を持つていくと

思いますし、施行者の方と同様おそれる同じような雇用をやっているのが他にあるのじゃないかと思ひます。臨時雇いであつても、これをほとんど常用的に運営しているというふうな者も、各施行者は別にたくさんそういう部門を持つておると思ひますので、これはやはり施行者側のいろいろな人事規程に基づいて管理してもらふよりほかに仕方がございませんで、競輪について常用者はこうしろというのを競輪法で規定するというのはむしろ不適当ではないかと、私はそういうふうに考えております。

○近藤信一君 私はまだ内容を詳しく十分調べておりませんが、また後ほど質問いたしますが、いずれにいたしましても、政府が監督してやられるのでありますから、そういう点も政府が考えて、将来そういう従業員にも不安のなからしめるようにいたすべきじゃないかというふうに考えますので、この点は十分今後考えていただくしたいと思います。

○阿部竹松君 通産大臣に一つお伺いいたしますが、私が今より七年前にヨーロッパへ行つて歸つてくるときに、BOACという飛行機に乗つたわけですが、その飛行機でエア・ガールが地図をくれて、そのもつた地図を拝見したところが、いわゆるエジプトはピラミッドが書いてあつたり、あるいはブラジルにはタンゴが書いてあつたり、チベットがラマ僧が書いてあつたり、そこで日本の地図を見ましたところが、日本にはフジヤマとゲイシャが書いてあつた。まあフジヤマが書いてあつたのは、非常にけつこうであるが、日本の名物としてゲイシャを描いておるの

は、非常に不愉快な思いをして歸つてきたのであります。日本に来て今度いろいろな話を聞いて見ると、東洋では日本、西洋ではモナコ、これは世界の二大ばくち国であるということを知り、非常に不愉快に感じておるわけですが、一國の地方行政で、競輪のテラ銭とか、競馬のテラ銭、モーターボートのテラ銭、あるいは小型自動車のテラ銭で地方財政をまかななければ、学校が立たぬとか、道路がでかぬというの、これは、こういうのはまことに遺憾な話だと思ひます。しかし、昭和二十三年に出発して、この十九国会でこれはいかぬというので、再度法案を出して修正して、今日また再び、三年後の今日再びまたやると、こういうことな

んですが、こういうことを将来日本の國としてやつていっていいのか悪いのかという根本問題については、まあ通産大臣はたまたま保守党のチャンピオンでもあるし、一つその確たる御信念を承りたいというふうに考えます。

○国務大臣(水田三喜男君) これはまあ、こういふ射幸的なものはあまり感心したものでございませんで、私もどうもこういふものを永久的に置きたいとは思ひます。しかし、このいきさつを見ますと、戦後非常に日本が復興に困つておるときに、その解決のためにこういう問題が出たか、あるいはそういうのが合理化の理屈としてくつつけられたかとはよくとしまして、こういう射幸的な競技を日本で行わせろという要望が国会の中に非常に強くて、一つ一つこういうことをきめられていったのです。私もこの傾向というものは好ましくないと

ライの国会の要求をつぶすのに、ずいぶん努力をしたつもりでございませうが、それ以後はもうお互いにごさういふもの、議員立法はやらぬことにしようという各党の話し合いで、今まで通つたものだけは、これは一応必要ありと認めて、そして将来この健全化をつちかつていこうというふうな形で来たといきさつは、御承知だと思ひます。そういう形でできたもの、だんだん年数を経てきますという、最初いろいろ見られた弊害というものはなくなつてくる。しかも、ここから上るいろいろな資金が日本の産業の振興や地方財政に寄与するといふ面が非常に多いし、今これをすぐにやめたいといふかどうかといふことが、これは当然問題でござい

ますので、そのために政府も広く一般の意見を聞いて、一応その意見に従おうという態度で、審議を開いて十何回も各関係者の各方面の意見を聞きまして、このころが、これは好ましくないが一つを廃止するといふ処置は不適当で、やはり競馬以下全体の均衡をとつて考えるべきである。当面の間としては一応社会的に悪影響のないようにすること、健全化の方向をとつて現行法の改正によつて対処するのが適當だろう、こういう答申案を得ましたので、

○阿部竹松君 ただいまの通産大臣の御答弁の、前よりよくなつた、健全化された、その意味が私わかりませう。なるほど川崎で焼き打ち事件があつたり、後樂園で三年前騒乱事件がありましたが、ことはそういうことも聞きませうし、去年も聞かないので、ただ、そういう面については健全化されたといふかもしれないけれども、これは警察庁で調べて見れば、こういうことで弱い人間性から、とにかくその競馬競輪にこつて、家庭不和を起して死んだ人が昨年だけでもとにかく大体二千八百人もある。特に競馬、競輪といつてだけ明確に警察庁長官に聞いてもらつたのですが、これが九十一名もいるわけですが、ですから確かに一回一回の競輪場とか競馬場の問題は起きないとしても、その家庭における問題はこれは逆にふえてきております。つまり昭和二十三年の車券の売上高と昨年の売上高とを比較して見ると数十倍になつてゐる。それだけでもちろん施設の敷も違ふかもしれないけれども、それだけ多くの人が集まつてゐる、こういうことになる。それで私は必ずしも大臣のおつしやるように、健全化したところへ行かなければよろしいのだというところへ行かなければよろしいのだというところへ行かなければよろしいのだというものはやはり非常に弱い人間性につけこんで迷う人間を、やはり善導するといふのが、政治に携わつてゐる者の使命でないかといふように考えるわけですが。しかし、私といふこともただ今日競輪場をやめなさいとか、あるいは三月月後にやめなさいといふ主張はしておりませうけれども、やめる時期ま

それから競輪場の設置の問題は、昭和二十六年ぐらいから実はずっと設置機関をペンディングしてありまして、

か、一応目的を達したところは、どう
 なんです。そういうところは、どんど
 んやめさせていったらどうなんです

かりました。おそらく二つ内容がございまして、一つは公有のもの、それから会社関係のもの、二つになっておりま

やはりなくさなければならぬという意味を言外に含めたような御答弁がありました。たとえば二年なら二年、

りしたら競輪場の担当者は快く見せて下さいまして、いろいろ説明をいたいただきました。私は花月園では聞かなかつ

たのですが、西武園では一日百七十円で女の子が臨時に働いておる。そういう人を含めておよそ十万か十五万を突破するといふお話を聞きました。しかし、今のこつうふうなときに政府が、石橋さんが、全部とにかく失業者を一人もおろなくするといふ大政策を打ち出してありますから、こつうふうにそれをやらなければ、もう二年か三年たつて不況になったら、これはとつていやれませんか。ふんざりをつけるとは今のうちにそつう方向でやる意思があるかどうかといふことをお尋ねしておるわけです。

○政府委員(鈴木義雄君) 今の御質問に對する直接のお答えになるかどうかはわかりませんが、普通すべきような償却を十分してないといふような場合には、やつぱりわれわれとして、監督を十分さして償却をしていくようにしなければならぬのじゃないかと考えます。しかし、またある時期に、必要以上に償却をしておくといふふうになりますと、また地方財政の収入その他にも関係を持つて参ります。そつうふうな点で十分検討を要する問題だと、かように考えております。しかしながら、この点についても十分さらに研究していきたいと思ひます。

○阿部竹松君 そつうしますと、どうしてもやめたいといふのであれば、内容を少し二つ三つお尋ねしてみます。とにかく七五〇は車券の売上高の払い戻し金になるのですから、あと二五〇で一切がつさいをまかなうわけですね。たとえば近藤君の御質問に、選手のことについてはそれはつまり選手会と振興会との交渉であるか、あるいは施行者協

議会との交渉であるか、これは通産省のタッチするところではない、まあその通りでしょう。これは担当省がどこだといつて無理に探せば、労働省になるかもしれない。しかしながら、通産省が監督をしてそれを許可するのですから、やつぱり一切がつさい知つてゐると思ふのです。ですから二五〇の内訳について明細に一つお知らせを願ひたい。選手の俸給が一月五万円になるとあなたがたおつしやつてゐるけれども、選手の話を聞くと、どうも五万円になつておらぬやうである。一体どういふわけで六千何人の選手が五万円ずつ一人もらつて、多いのは一人で四万五万円も年収があるといふことを聞きまして、それが、そつうすると一カ月五万円しかもらわぬ選手もあるといふ、それを総トータルでなく、内容を詳細に一つお知らせ願ひたいと思ふのです。

○政府委員(鈴木義雄君) 選手の問題でございまして、これにつきましてもいろいろ統計がございまして、それで平均してこの前たしか五万円と申し上げましたけれども、これはいろいろ分類してみなければならぬと思ひます。で、現在、申し上げますと、選手が、三十年十二月末の登録選手をもとにしてありますが、これが五千三百七十五名でございまして、これを二つに分類して申し上げます、このうち一月から十二月まで全部連続出場した選手が四千九百九十二名でございまして、それからそつうでないものが千三百名でございまして、初めの毎月全部出場した選手についてみましますと、これは男子のA級と男子のB級と女子とございまして、男子のA級で申し上げますと、平均は七万三千円になつております。それで大体

この男子A級の中心は、八万円から四万円ぐらいもらつてゐる方が大部分でございまして、それからA級の一番低いのが三万円となつております。それから男子のB級でございまして、B級の平均は三万八千五百円でございます。そつうしましてその中心は三万円から六万円ぐらいが多うございまして、一番下の方が二万四千円という数字が出ております。それから女子は、平均が三万四千円でございます。一番多いのは二万五千円から四万円の方が多いやうに思われます。一番低いのが約二万円でございます。さういふことになつております。これは一月から十二月まで全部出た方でございまして、そのほか千三名の方は選手が全部出ておられないので、その原因は病気であるとか、あるいは事故であるとか、さういふ方が多いのでございまして、その方はもちろんさういふ趣旨でございまして、収入が減つておるといふふうなものもございまして、従ひましてさういふ場合には相当安い、二万円以下とかあるいは一万七千円以下といふふうな方もございまして、これはやはり全部出ておらないで、病気とかさういふ関係がございまして、これをもちつて全般的例にするといふわけにもいかないのじゃないか、かように考えております。

○阿部竹松君 これは局長、たとえば福岡の選手が東京へ来ると、そつうすると、三等汽車賃であるか二等汽車賃であるか、私わかりませんけれども、その汽車賃と、一週間の宿泊費、こつういふものは全然入らぬわけですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 汽車賃は別に払います。しかし、食費は自分の、

今申し上げました費用の中に入つております。

○阿部竹松君 そつうしますと、三万八千円取つた人は、汽車賃、宿泊料を除いた三万八千円の手取りと、もちろん税金はかかるわけですが、これも、なるわけですね。

○政府委員(鈴木義雄君) 汽車賃など交通費は別に払うわけでございます。しかし食費は別に出るわけでございます。その選手が宿泊所に泊つたら遮断して、これは八百長を防ぐためですが、遮断してしまつと、だれにもあわせないのでといふことを聞きましたが、もしそつういふことがあれば、ゆゆしき人道上の問題ですが、これはあるのですかないのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 許可を受けない限り、一応遮断、遮断と申しますか、ほかの人が内部の人に会いますと、さつき言ひましたように、八百長とか、いろいろインフオーメーションが流れますので、それは避けるようにしてあります。

○島清君 関連して、今の選手の収入ですが、これは資料をどこからお取りになりましたのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 振興会関係、施行者関係それから選手会関係、三つから取りました資料でございます。

○島清君 選手会関係からお取りにな

りました資料によりますと、平均の収入はどのやうなふうになつてゐるのでございましてか。

○政府委員(鈴木義雄君) 全部同じやうな数字になつております、三者とも。

○島清君 その収入の出し方などございまして、選手の収入と見られるものは、いわゆる普通賞金と参加賞金です。こつういふ工合に区別されてゐるわけですね。そこで、参加賞金は宿泊料に当るわけですね。それで、あなたがたもそつうでございまして、地方に出張される場合は、収入の中に入りませんのでございまして、それで国税庁としてこの収入に對しては、あなたがた収入とおつしやいます、その収入に對しては、免税を認めておるわけなんです。確かに私の記憶が誤りでないけれども、選手会の出してあります選手の平均収入は、三十年度が一万五、六千円だと記憶をいたしております。ただ、その一万五、六千円の選手会の出し方については、施行者の方々から入とみられる分があるのではないかと、参加賞金が全部宿泊料に消えてなくなつてゐないから、若干これが収入の中に見られるものがあるのじゃないかといふところに、選手会と施行者側の方の見解が異なつておるわけですね、いづれにいたしましても、選手会の出ました平均収入が二万円足らずといふことになつてゐるはずでございまして。

○政府委員(鈴木義雄君) ただいま申し上げました資料は、一月から十二月まで全部出ておられる方だけの平均で

でございます。そうしまして御指摘の参加賞金とそれから賞金との問題でございますが、全部平均で五万五千円と申し上げました。で、男子A級、B級及び女子の平均で五万五千円でございます。これは参加賞も含まれておりまして、賞金がこの中で三万六千円、参加賞が一万九千円、こういう数字になつております。従いまして男子のA級で、先ほど申し上げました平均七万三千円という中には、賞金が約五万一千円、参加賞が二万一千円、かような数字になつておりまして、それぞれ二万円から一万七、八千円の参加賞が含まれて収入の数字になつております。

○島清君 いずれにいたしましても、私はもう少しこの収入の出し方については、厳密に通産省としてやはりお出しをいただきたい方がよろしいと思ひます。それは私は要求したいと思ひます。そこですぐ社会の通念上からいたしまして、収入の中に入らないというやうなものが、選手に關する限りことさらにこれが収入でございましてと言つて、国会で発表されるということについては、私は少し適切でないやうな気がするのです。ですから施行者側の方からお取りになりました資料と、選手会側からお取りになりました資料、振興会はないと思ひます。この両者からお取りになりました資料に基づき、そうして通産省といたしまして判断された上に、大体この程度の収入はあるのじゃないかというふうなお示しであります。ならば、私たちも拝聴いたしますけれども、どうもやはりそこには、国税庁ですらこれは収入でないというて認められているものを、ことさらに委員会の方

で収入であるというふうに発表されるというところについては、私は適切でないやうな気がいたしますので、後日それぞれの関係機関からお取りになりました資料に基づいて、そうして通産省が判断された上で、選手の収入は幾らであるという資料を御提出いただきたいと思います。

○阿部竹松君 これは人権擁護委員長でも呼んで質問してみなければわからぬのかもしれないけれども、しかし、今局長の御答弁では、とにかく競輪があるとき、選手が八百長をやるといふ御心配で遮断するということは、いかに八百長を防止するためとはいへ、行き過ぎになりませんか。

○政府委員(鈴木義雄君) 強制的にあるというわけではございませぬので、一々許可を得て、差しつかえない場合は許しているというわけでありませぬ。ただし、気持としては先ほど申しました通り、いろいろな弊害を伴わないやうに、そういう意味で外部との接触を避けるやうにしている、かやうなことであります。

○阿部竹松君 その許可を得るということとは、どこに許可を得るわけですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 結局競輪の開催の管理委員というものがございまして、それが結局競輪の開催をやるわけでございますが、施行者の場合もございまして、振興会の場合もあると聞いておりますが、要するに管理委員の許可というか、承諾とかいうやうなことでございませぬ。

○阿部竹松君 そういふことをやってもいいというところはどこにありますか、許可を、やつていいということ

は、この通産省の競輪法規集にないですね。

○政府委員(鈴木義雄君) 選手は結局契約によつて、競輪の施行者と申しませぬ、施行する関係者との契約によつて出場するわけでございますから、その契約によつて縛られているわけでございます。法律にそれを規定いたしておりませぬ。

○阿部竹松君 そういふ契約がもしあつたとすれば、これは民法違反であるか、労働法違反だと思ふのですが、これはどうですか、そういうことを、これは牛か馬と同じじゃないか。そういうことをやるといふことになれば、そういうことをやつてまでやらなければならぬところ、これは矛盾があるもので、それは一体どういふ権限をもつて双務協定を結ぶわけですか、何の法律に基いて。

○政府委員(鈴木義雄君) 法律でございませぬ、契約だと思ひます。

○阿部竹松君 双務協定でも、あらゆる協約はやはり基本法に基いて協定を結ぶわけですか。基本法も何もなくて簡単に……、とにかく戦争前ならいざ知らず、今日そういう基本法がなくしてそれに基いて労使関係……、何というか、協定を結ぶなどというところは、これはあり得ない。おそろく協定を結ぶについては、施行者が雇用主であるか、振興会が雇用主であるかわかりませぬ。これはそういうことはおそろく労働基準法によつてやつておるのかどうかと別として、そういう法律はないはずで、どの法律の何条によつて、そういうことを労使双方が結ぶというところを、一つ御答弁して下さい。

○政府委員(鈴木義雄君) 選手は労働

者というものでございませぬ。むしろ独立した人格のものという、自分の意思によつて出場、何といひますか競輪の施行者と契約を結ぶわけでございます。

○阿部竹松君 それはいかなる意思によつてやつたかもしませんよ。いかなる意図によつてやつても、ある程度逸脱すれば、それはいかぬと指導するなり処罰するなり十分やれるわけですから、両方がよかつたから、何でもかんでもよろしいという理屈には絶対ならぬ。両方が悪くても、こつちも賛成、こつちも賛成だといつた場合でも、一つの法規に基く場合には、それを撤回させてお互いに処罰できるので、局長あなた御承知でしょう。両方がよかつたからやりましたというところ、これはならぬのですよ。これはおそろく労働法に基いて協定を結んでおるのかどうかは別として、労働法に逸脱しては、法なんてあつてもなくともよいというところになるのですか。ちよつと労働省の基準局長でも呼んで、ちよつと聞いて下さい。

○政府委員(鈴木義雄君) 何か雇用関係のやうに御議論のやうですが、これはわれわれは雇用関係と見ておりませんで、契約によつて出場する関係と、われわれは見えておるわけでございます。

○阿部竹松君 冗談をおつしやつてもらつたら困りますよ。協約によれば、それは雇用関係が生ずるのですよ、請負師じゃないのです。そういうことを明確に登録して、この選手はどことどの付属ですよというところに相なつていふと思ふのだけれども、ですからそこ

で本人たちはどのように理解している、いないは別といたしまして、とにかく雇用関係を自動的に生じておるのだ。それがとにかくそういうむちゃくちゃをやるといふことは、これは世の中じゃあり得ないのです。そんなことを、明確にそういうことをやつてよいといふことだつたら、どの法律に基いてそういうことを許可を与える、許可を与えなければ選手がやれぬというところを、もう少し明確に御答弁して下さい。

○政府委員(鈴木義雄君) 阿部先生はおるのか、よく私つかめないのでございまして、結局人間に雇はれておる人に雇はれておるという関係じゃないのです。一人の独立した出場者として選手が競輪の開催者と契約をすることによつて出場することができ、それによつてその契約の条件を、宿舎に一定の期間、出場前はこういふし、こういふしてもらいたいという条件ができっております。それによつて競輪の弊害を防ぐために、インフォメーション等が漏れないために、承諾を得ない場合は出づるはならないというやうな考え方はなつておりますので、それが非常に長い期間であり、まただから非常に、非常に不当な拘束であるといふなら別でございませぬけれども、そうでない、常識的に見てやむを得ないといふことになれば、それは契約して差しつかえないのじゃないかと思ひます。

○島清君 ちよつと関連して。今、局長、契約に基いて選手は管理状態に入ると。だからこれは労働者として扱うことは適切ではないと、こういうことな

んですが、いつの場合でも選手は労働者であるのか自由業者であるのかというので議論の焦点になるわけですが、理論はいかにいふまでもなるにいたしましても、実質的には双務契約ということになる、これは平等の立場と権利によつて契約をされなければならぬはずなんです。ところが、それじゃ配分をもらいますときに、配分をお前にする、よろしうございまして言うて返事を出します。そうしますと何月何日からどこその競輪場に出走をするというので、自分のからだを持っていくわけですね。自分が優勝したい、このレースで優勝したいというコンディションを作っていくわけなんです。ところが、施行者の方や振興会の方からお前は情報が悪い、お前は帰れと言つてすぐ帰される場合があるんです。帰される場合でも、それに対する選手は損害の賠償の要求もできないわけば泣き寝入りの状態です。従いまして、そりすると一応は表面的な形式の面からは双務契約という形をとられておるけれども、実質的には個々に使用者であるとか、雇用人であるとかいうような関係において、いかようにでも選手を管理できるのだというよりなことを実際に聞かれておる。そういうことを阿部議員は聞いておられるわけなんです。ですからどうか一つ、ただ形式的な表面的な双務契約というものはなくして、たとえばそういう形において行われる契約であるならば、選手が情報が悪いから帰れと言われた場合には、優勝した、それからあなたが言われるように平均収入が七万円あるならば一回走れば三万五千円つて帰すというならば、それは平等なる形

において契約が締結された。こういうことは言ひ得るかも知れませんが、実際の論議にはそういうことはなされたいという事なんですね。

○委員長(松澤兼人君) 御答弁要らないの、いいですか。

○島清君 鈴木さんどうですか、ちよつと答弁できないでしよ。もう少し研究されてから。

○委員長(松澤兼人君) 速記をやめて。(速記中止)

○委員長(松澤兼人君) 速記をとつて。

○相馬助治君 阿部議員の質問に関連してお尋ねしますが、この法律の審議の準備をしておるうちに私が発見したことは、発見という大げさですが、私自身がわかつたことは、競輪関係の従業員の身分というものは、全く気の毒だということ、それから選手というものはごくすぐれた、選ばれた、賞金をたくさん取れる人間はいざ知らず、それ以外の者は競輪の選手というものの身分が非常に不安定で、一たんこれがあるところに落ち込むといふと、もう奈落の底にどんどん落ちて行つてしまふという社会的な条件のもとに置かれておるということを私は知つて、非常に驚いたわけなんです。で、阿部委員の質問に関連してお尋ねしたいことは、法律論ではなくて、選手として施行者と間に契約ができて、了解して契約したのだからそれでいいのだというが、それは局長の答へとは思えないわけなんです。甲と乙とはどんな双務協定をして、社会の安寧秩序を害した、ないしは習慣的な常識にとると、こういうことは成年者同士の双務協定でも、その協定自身は無意味だと

いうことは民法で明らかです。しかも、売春禁止法を一つ例にとつてみても、雇用主とある女の子が全く合意の意思で契約ができて、しかも売春をやつたとしても、雇用主の罪は免かれ得ないといふことは、これははっきりしておきます。そういう形からいふと阿部委員の質問の焦点は、察するにこういうふうな身分の不安定な立場に置かれておる競輪選手を擁護するといふ底の意思があつて、そうして現在まで行われておるこの状態に対して、監督官としての局長はどのように判断するのか。また、この法改正に伴つて今後どのように考えるのかと、こういうことを尋ねておるのだと本員は了解するわけなんです。双務協定で納得済みなんだから、それでいいのだ、そんな本で鼻をくくつたような返事で、まあそつとほけていらないのですから、そこをこつとこつと答弁して下さい。

○政府委員(鈴木義雄君) どうも私の答弁が非常にまずかつたのかも存じますが……。

○相馬助治君 まずいのです、大へん……。

○政府委員(鈴木義雄君) 実は選手の問題につきましては、従来待遇あるいは賞金制度、そういうふうな問題については、委員会を設けまして、施行者あるいは振興会、選手会等いろいろな議論して、たとえば賞金についても昭和二十九年か三十年かに一二%引き上げたといふような例もございします。また、最近におきまして、さういふ問題が起つておりました。現在検討しておるわけでございます。それをやっておるわけでありまして、それから選手の出

場に関するいろいろな条件がございまして、それについては、先ほど実は一番初めに御説明したのであとで御説明しなかつたわけでございますが、今度の第十四条中には、競輪の設置者その他に対して、選手の出場に関する条件を適正にすべき旨の命令というものが通産大臣に出されることになっております。従いまして、必要があれば適正にすべき旨の命令が出し得ることになっております。しかしながら、どういふふうなことを今後運用していくかは、委員会等の結論を見、それによつてさらに研究していきたいといふよりな考え方でありまして、何もそのものを放つたらかしておくといふつもりはないのでございします。ただ、法律論と申しますか、何と申しますか、法律論的なお話がございましたので、先ほどさういふにお答えをしたわけでございます。考え方は今申し上げました通りであります。

○相馬助治君 もう一度聞きますが、こういうことなんです。選手を競輪の当日、一般観衆から遮断しておくことがけしからぬといふことに話のウエイトがあるのじゃないのです。かりに逆説的に言つて、それでは当日観衆と競輪選手とを自由に行き来させておいたらどうだといふは、この弊害の方が、この支障の方が現在のより遮断しておることより私は大きいと思ひます。ですから事実問題としては、遮断しておることが悪いといふことを非難しておるのじゃない、そういう選手を遮断しないで、基本的な人権にもとるのではな

にみじめなものだと思ひます。だからこれらのことを今度は逆に言うと、このより不安定な、みじめな位置に置かれておる競輪選手を、こういふふうな基本的な人権の侵害ではないかと思ひます。一、二の法律でやつておるのだと、逆から阿部さんが聞いておるわけなんです。その意思をくみ取つて、しかと御答弁をお願いしたいと思ひます。

○委員長(松澤兼人君) 速記とめて。(速記中止)

○委員長(松澤兼人君) 速記つけて。

○國務大臣(水田三喜男君) 今の問題は、競輪選手の身分とか、待遇をどう保障するかという問題とも関連するもので、しよが、質問の直接の御趣旨は、どういふ契約をしようとも、契約の内容が公益を害したり、あるいは基本的人権を害するといふよりなものでしたら、その契約は、たとへば本人が承知しておつても、それは無効となるべきもので、また、その契約は不当だといふことが言えるのだ、今選手をどこかへとおく、隠禁するといふよりなことは、そりう意味から見ていいことかといふ御質問だと思ひます。それは結局その内容が、今言つたようなことであるかどうかの判断だと思ひますが、これは選手の素質がまだ向上していないといへばそれまでですが、ただいまの状態で、試合の前に野放しにして、外部の人と勝手に交際できるようにすることの危険性と、そりうでないで、原則として外部の人とは行き来しない、しかし、そりうでなくて必要がある場合には、申し出によつてこの管理委員が承諾を与えて自由に人と会つてもいいん

にみじめなものだと思ひます。だからこれらのことを今度は逆に言うと、このより不安定な、みじめな位置に置かれておる競輪選手を、こういふふうな基本的な人権の侵害ではないかと思ひます。一、二の法律でやつておるのだと、逆から阿部さんが聞いておるわけなんです。その意思をくみ取つて、しかと御答弁をお願いしたいと思ひます。

○委員長(松澤兼人君) 速記とめて。(速記中止)

○委員長(松澤兼人君) 速記つけて。

○國務大臣(水田三喜男君) 今の問題は、競輪選手の身分とか、待遇をどう保障するかという問題とも関連するもので、しよが、質問の直接の御趣旨は、どういふ契約をしようとも、契約の内容が公益を害したり、あるいは基本的人権を害するといふよりなものでしたら、その契約は、たとへば本人が承知しておつても、それは無効となるべきもので、また、その契約は不当だといふことが言えるのだ、今選手をどこかへとおく、隠禁するといふよりなことは、そりう意味から見ていいことかといふ御質問だと思ひます。それは結局その内容が、今言つたようなことであるかどうかの判断だと思ひますが、これは選手の素質がまだ向上していないといへばそれまでですが、ただいまの状態で、試合の前に野放しにして、外部の人と勝手に交際できるようにすることの危険性と、そりうでないで、原則として外部の人とは行き来しない、しかし、そりうでなくて必要がある場合には、申し出によつてこの管理委員が承諾を与えて自由に人と会つてもいいん

にみじめなものだと思ひます。だからこれらのことを今度は逆に言うと、このより不安定な、みじめな位置に置かれておる競輪選手を、こういふふうな基本的な人権の侵害ではないかと思ひます。一、二の法律でやつておるのだと、逆から阿部さんが聞いておるわけなんです。その意思をくみ取つて、しかと御答弁をお願いしたいと思ひます。

○委員長(松澤兼人君) 速記とめて。(速記中止)

○委員長(松澤兼人君) 速記つけて。

○國務大臣(水田三喜男君) 今の問題は、競輪選手の身分とか、待遇をどう保障するかという問題とも関連するもので、しよが、質問の直接の御趣旨は、どういふ契約をしようとも、契約の内容が公益を害したり、あるいは基本的人権を害するといふよりなものでしたら、その契約は、たとへば本人が承知しておつても、それは無効となるべきもので、また、その契約は不当だといふことが言えるのだ、今選手をどこかへとおく、隠禁するといふよりなことは、そりう意味から見ていいことかといふ御質問だと思ひます。それは結局その内容が、今言つたようなことであるかどうかの判断だと思ひますが、これは選手の素質がまだ向上していないといへばそれまでですが、ただいまの状態で、試合の前に野放しにして、外部の人と勝手に交際できるようにすることの危険性と、そりうでないで、原則として外部の人とは行き来しない、しかし、そりうでなくて必要がある場合には、申し出によつてこの管理委員が承諾を与えて自由に人と会つてもいいん

だという程度の拘束だったら、私は本質的な問題に触れるあれじゃないのじゃないかと思えます。例が違いかもしれませんが、中学生あたりを入れる寄宿舎というのでも、まだその保護される対象の特質によって、外部人が自由になそこへ入れないように、寄宿舎において面会人が来たら、舎監の承諾によって面会しろというふうな管理規定が、子供の人權を非常に傷つけた管理規定であるということは簡単に言えないと同じように、選手というものは試合をやって、競技に出て試合するといふ一つの任務を持ったものでありますからして、その弊害をなくするため措置というよりなものは、その程度の措置なら私はこれはさして本質的な問題を含んでいないのじゃないかと考えております。

○委員長(松澤兼人君) ちよつと速記とめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) 速記とつて。本会議も始まりましたし、暫時休憩いたします。

午後三時四十八分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

昭和三十一年五月十八日印刷

昭和三十一年五月二十日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局